

石橋地区消防組合の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳管内人口 (令和2年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	人 130,554	千円 1,977,131	千円 100,361	千円 1,394,474	% 70.5	% 73.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	人 170	千円 624,620	千円 208,751	千円 255,108	千円 1,088,479	千円 6,403	比較できず

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数算出対象団体ではないため未記載

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和2年度	人事委員会を設置していないため未記入				0 %	0 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和2年度	人事委員会を設置していないため未記入				4.50 月	4.50 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表等の状況 (令和3年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
最高号給の 給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
石橋地区消防組合	47.0 歳	369,350 円	424,600 円	408,868 円
栃木県	43.0 歳	330,675 円	407,049 円	366,268 円
国	43.2 歳	327,564 円	— 円	408,868 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

②消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
石橋地区消防組合	34.7 歳	305,050 円	400,705 円	371,763 円
栃木県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		石橋地区消防組合	栃木県	国
消防職	大学卒	208,600 円	— 円	—
	高校卒	176,500 円	— 円	—
一般行政職	大学卒	171,700 円	— 円	171,700 円
	高校卒	150,600 円	— 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消防職	大学卒	291,200 円	343,100 円	388,600 円
	高校卒	252,700 円	298,500 円	350,900 円
一般行政職	大学卒	258,200 円	300,600 円	360,100 円
	高校卒	223,200 円	264,900 円	307,200 円

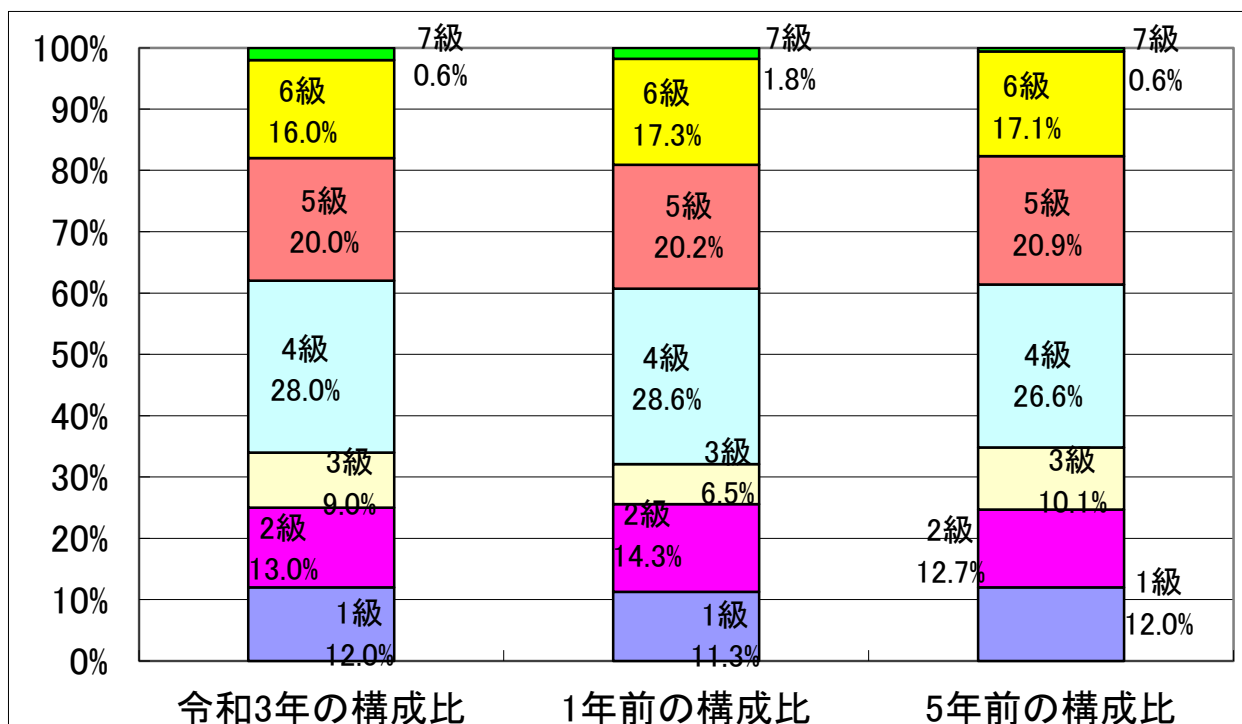
4 消防職の等級別職員数等の状況

(1) 消防職の等級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務の名称	職員数	構成比
7級	消防監 困難な業務を行う消防司令長	1人	0.6%
6級	消防司令長 消防司令	28人	15.6%
5級	消防司令補	40人	22.2%
4級	消防士長	43人	23.9%
3級	消防副士長	20人	11.1%
2級	困難な業務を行う消防士	21人	11.7%
1級	消防士	27人	15.0%

(注) 1 石橋地区消防組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 等級別基準職務表に規定する基準となる職務の名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
令和2年度	職 員 数	人 A 170
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人 B 0
	比 率	% B/A 0.0
令和元年度	職 員 数	人 A 161
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人 B 0
	比 率	% B/A 0.0

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

石橋地区消防組合	栃木県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,470 千円	—	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.25 月分 (1.45)月分 勤勉手当 2.20 月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.25 月分 (1.45)月分 勤勉手当 2.20 月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.25 月分 (1.45)月分 勤勉手当 2.20 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

石橋地区消防組合			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給)	制度なし		(退職時特別昇給)	制度なし	
1人当たり平均支給額	17,098 千円		1人当たり平均支給額	17,098 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

退職事由は、定年及び自己都合による退職の2種である。

(3) 地域手当

(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		33,033 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		194,312 円
令和2年度支給割合	令和3年度支給割合	栃木県の支給割合
5%	5%	3.50%

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		4,361 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		25,958 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		98.8 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火災等出動手当	全職員(行政職を除く)	消火活動等	1件当たり300円
救助出動手当	全職員(行政職を除く)	救助活動等	1件当たり300円
救急出動手当	全職員(行政職を除く)	救急活動等	1件当たり200円及び300円
高所活動危険手当	全職員(行政職を除く)	高低差10メートル以上の活動等	1回当たり500円
潜水作業手当	全職員(行政職を除く)	潜水作業等	1回当たり500円
管制手当	全職員(行政職を除く)	管制業務等	1当務100円
緊急消防援助隊派遣手当	全職員(行政職を除く)	緊急消防援助隊活動等	1日500円
防疫手当	全職員(行政職を除く)	感染症患者等の対応	1当務3000円～600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	74,531 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	423 千円
支給実績(31年度決算)	73,708 千円
職員1人当たり平均支給年額(31年度決算)	567 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	別表参照	同じ		27,523 千円	275,230 円
住居手当		同じ		14,573 千円	323,844 円
通勤手当		同じ		11,247 千円	61,797 円
管理職手当		異なる	支給率	7,825 千円	601,923 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料	年 額	等
報 酬	管 理 者	70,000円		
	副 管 理 者	60,000円		
	監 査 委 員	27,000円 25,000円	知識経験者 議員	
	情報公開 審査会委員	10,000円(日額) 7,000円(日額) 6,000円(日額)	専門委員(医師・弁護士等) 委員長 委員	
	個人情報 審査会委員	10,000円(日額) 7,000円(日額) 6,000円(日額)	専門委員(医師・弁護士等) 委員長 委員	
	行政不服 審査会委員	10,000円(日額) 7,000円(日額) 6,000円(日額)	専門委員(医師・弁護士等) 委員長 委員	
	議 長	50,000円		
	副 議 長	47,000円		
	議 員	44,000円		

6 職員数の状況

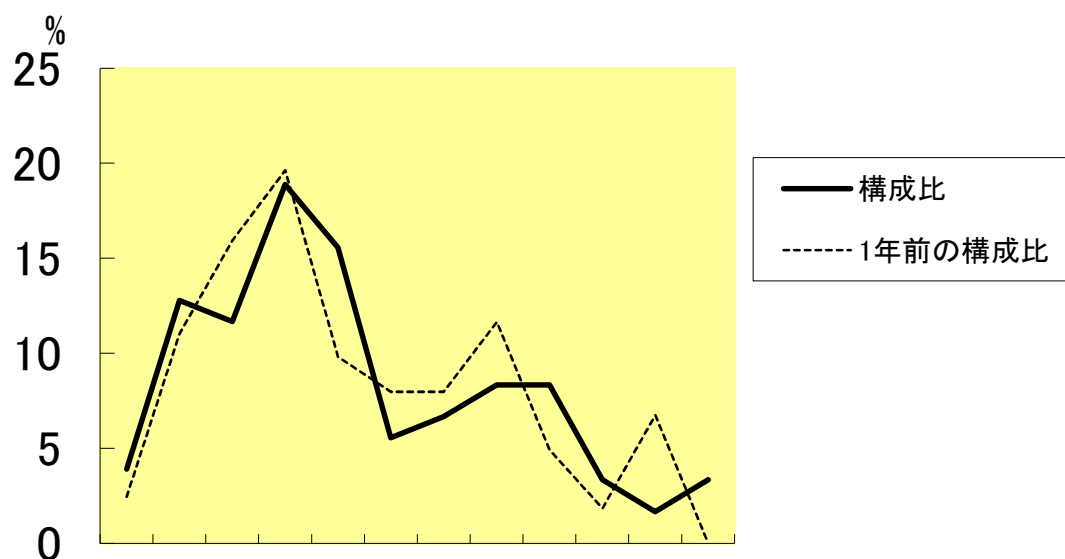
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和2年		
普通会計部門	一般行政部門				
	計				<参考> 人口1,000人当たり職員数 1.3 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 人)
	教育部門				
	消防部門	176	170	6	条例定数の充足
	小 計	176	170	6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 1.3 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 人)
合 計		176	170	6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 1.3 人
		[205]	[205]	[0]	人口1,000人当たり職員数 1.3 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	7人	23人	21人	34人	28人	10人	12人	15人	15人	6人	3人	6人	180人

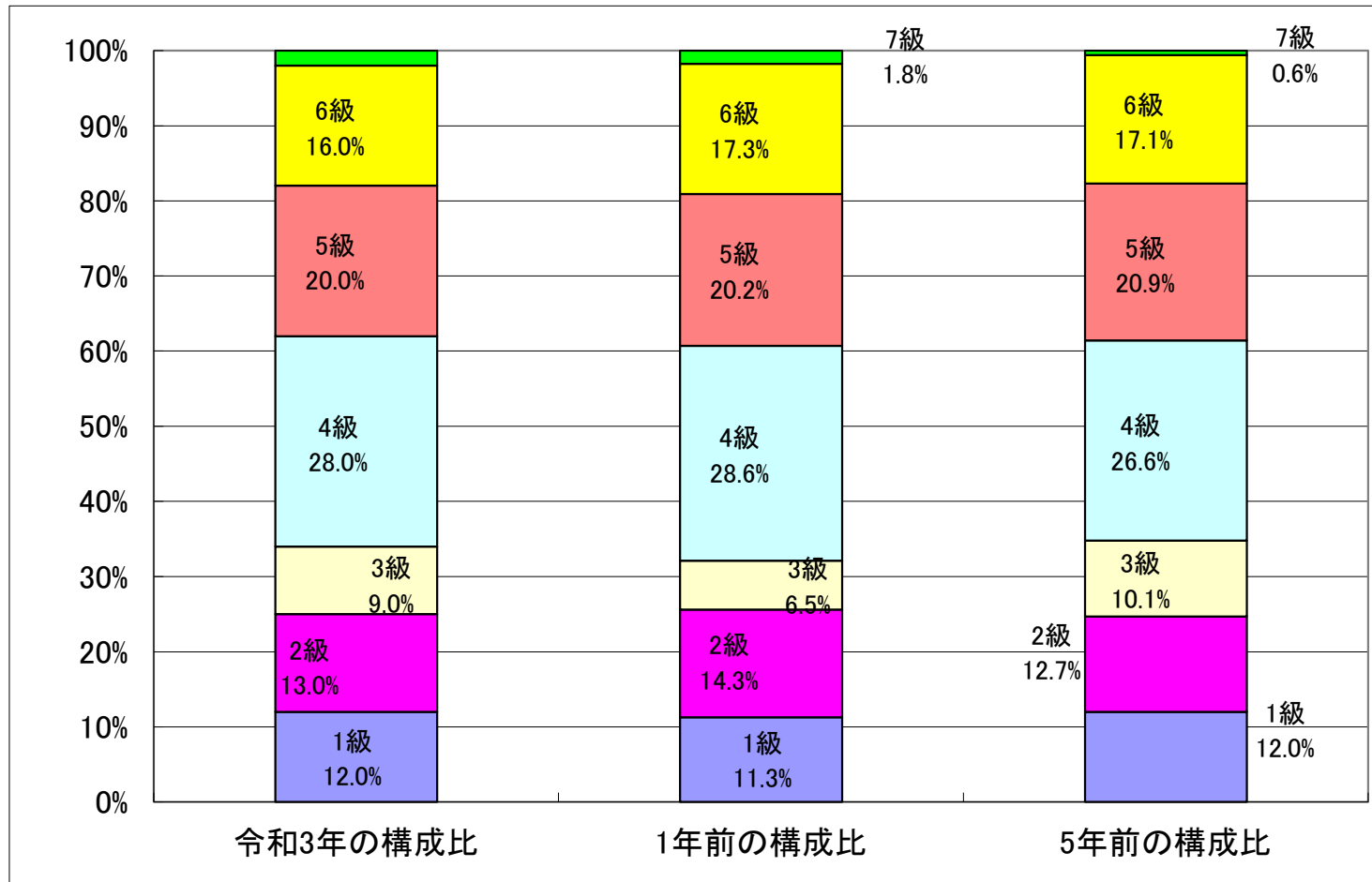
(3) 職員採用計画

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
前年度未退職者	3	0	1	2	0	0	0	2
採用者数	9	8	4	3	3	2	2	2
職員数	176	184	187	188	191	193	195	195
条例定数	205	205	205	205	205	205	205	205

別表 手当の内容・内訳

手当の名称	内容・内訳																																	
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外 ・扶養親族でない配偶者がある場合 うち子10,000円・父母等6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算																																	
住居手当	・家賃を払っている職員 最高28,000円																																	
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上であるもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">5km未満</td> <td style="width: 25%;">2,000円</td> <td style="width: 25%;">25~30km未満</td> <td style="width: 25%;">15,800円</td> <td style="width: 25%;">50~55km未満</td> <td style="width: 25%;">28,000円</td> </tr> <tr> <td>5~10km未満</td> <td>4,200円</td> <td>30~35km未満</td> <td>18,700円</td> <td>55~60km未満</td> <td>29,800円</td> </tr> <tr> <td>10~15km未満</td> <td>7,100円</td> <td>35~40km未満</td> <td>21,600円</td> <td>60km以上</td> <td>31,600円</td> </tr> <tr> <td>15~20km未満</td> <td>10,000円</td> <td>40~45km未満</td> <td>24,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20~25km未満</td> <td>12,900円</td> <td>45~50km未満</td> <td>26,200円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				5km未満	2,000円	25~30km未満	15,800円	50~55km未満	28,000円	5~10km未満	4,200円	30~35km未満	18,700円	55~60km未満	29,800円	10~15km未満	7,100円	35~40km未満	21,600円	60km以上	31,600円	15~20km未満	10,000円	40~45km未満	24,400円			20~25km未満	12,900円	45~50km未満	26,200円		
5km未満	2,000円	25~30km未満	15,800円	50~55km未満	28,000円																													
5~10km未満	4,200円	30~35km未満	18,700円	55~60km未満	29,800円																													
10~15km未満	7,100円	35~40km未満	21,600円	60km以上	31,600円																													
15~20km未満	10,000円	40~45km未満	24,400円																															
20~25km未満	12,900円	45~50km未満	26,200円																															
管理職手当	・管理職の役職にあるもの																																	
	消防長	次長・石橋署長	課長・ 壬生・上三川署長	課長補佐 (交替制勤務者を除く)																														
	67,100	56,000	51,600	43,000																														
休日勤務手当	管理職以外の職員 135/100																																	

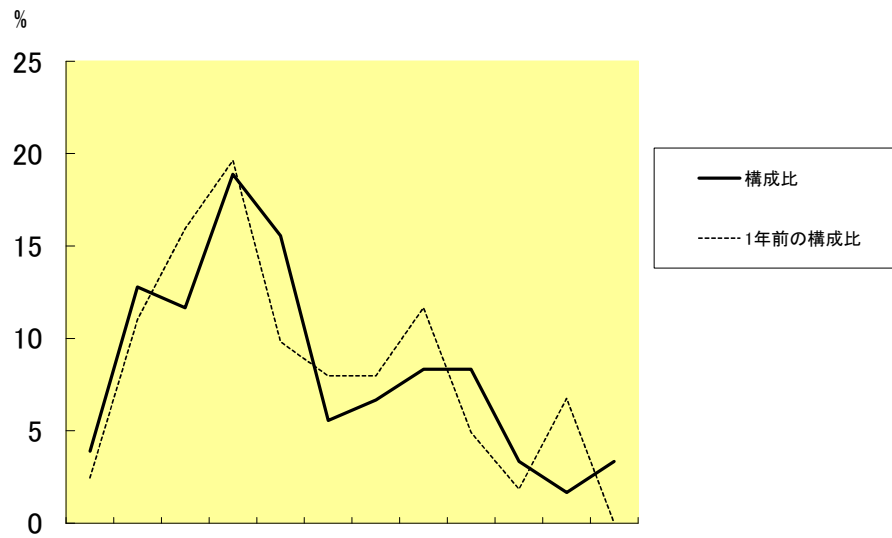
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
令和3年の構成比	12.0%	13.0%	9.0%	28.0%	20.0%	16.0%	2.0%		100.0%
1年前の構成比	11.3%	14.3%	6.5%	28.6%	20.2%	17.3%	1.8%		100.0%
5年前の構成比	12.0%	12.7%	10.1%	26.6%	20.9%	17.1%	0.6%		100.0%



※参考

図-5 職種別、年齢別職員構成(全地方公共団体) <グラフデータ>

構成比	3.9	12.8	11.7	18.9	15.6	5.6	6.7	8.3	8.3	3.3	1.7	3.3
1年前の構成比	2.5	11.0	16.0	19.6	9.8	8.0	8.0	11.7	4.9	1.8	6.7	0.0
	20	20-23	24-27	28-31	32-35	36-39	40-43	44-47	48-51	52-55	56-59	60



1 消防職の等級別職員数等の状況

消防職の等級別職員数の状況 (3年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務の名称	合計		内訳		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	28	17.7	係	105	60.3	係員級
2級	困難な業務を行う消防士の職務	20	12.7				
3級	消防副士長の職務	14	8.9				
4級	消防士長の職務	43	27.2				
				計	105		
5級	消防司令補の職務	40	25.3	係長	39	23.0	係長級
				主任	1		
				計	40		
6級	消防司令の職務 消防司令長の職務	28	16.1	次長	1	16.1	課長級
				署長	3		
				課長	3		
				副署長	9		
				課長補佐	12		
				計	28		
7級	困難な業務を行う消防司令長の職務 消防監の職務	1	0.6	消防長	1	0.6	消防長
				計	1		
	合計	174	108.4				

(注) 1 石橋地区消防組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 等級別基準職務表に規定する基準となる職務の名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

1 消防職の級別職務分類表

等級	基準となる職務の名称
1級	消防業務に従事する消防吏員の職務
2級	困難な消防業務に従事する消防吏員の職務
3級	相当の知識、経験を有し、消防業務に従事する消防吏員の職務
4級	担当事務を処理し、所属職員の業務遂行を直接指揮する消防吏員及びこれと同程度の職責を有する消防吏員の職務
5級	消防司令の職務を補佐し、上司に事故ある場合はその職務を代理する消防吏員及びこれと同程度の職責を有する消防吏員の職務
6級	数係の担当事務を掌理し、職員を直接指揮監督する消防吏員及びこれと同程度の職責を有する消防吏員の職務
6級	消防長の職務を補佐し、消防長に事故ある場合はその職務を代理する消防吏員及びこれと同程度の職責を有する消防吏員の職務
7級	消防本部の長の職務

2 行政職の等級別職員数等の状況

行政職の等級別職員数の状況（3年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務の名称	合計		内訳		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務 主事補の職務	0	0.0	主事	0	0.0	係員級
				主事補	0		
				計	0		
2級	困難な消防業務に従事する主事の職務	0	0.0	主事	0	0.0	
				計	0		
3級	係長の職務 主査の職務	0	0.0	係長	0	0.0	
				主査	0		
				計	0		
4級	課長補佐の職務 副主幹の職務	2	100.0	課長補佐	0	100.0	
				副主幹	2		
				計	2		
5級	課長の職務 主幹の職務	0	0.0	課長	0	0.0	課長補佐級
				主幹	0		
				計	0		
6級	管理者が定める重要な業務を所掌する課長の職務	0	0.0	課長	0	0.0	課長級
				計	0		
合計		2	100.0				

(注) 1 石橋地区消防組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 級別職務分類表に規定する基準となる職務の名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 行政職の級別職務分類表

等級	基準となる職務の名称
1級	消防の一般業務に従事する事務職員の職務
2級	消防業務に従事する事務職員の職務
3級	相当の知識、経験を有し、消防業務に従事する事務職員の職務
4級	課長及び主観の職務を補佐し、上司に事故ある場合はその職務を代理する職員又は相当の知識、経験を有し、困難又は高度な消防業務に従事する事務職員の職務
5級	相当の知識、経験を有し、困難又は高度な消防業務に従事する事務職員の職務
6級	管理者が定める重要な業務を所掌する事務職員の職務